

「平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会」配宿等委託業務事業者募集要項

平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会が行う「平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会」配宿等委託業務事業者(以下「事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項に基づき、次の各事項をご了承の上、お申込みください。

1 公募案件

「平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会」配宿等委託業務

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
 - ⑦ 府の入札参加停止措置を受けている者又は府の入札参加停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適當な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること（該当についてのみ）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること
- (6) 都道府県税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること

3 公募条件等

(1) 契約期間等

① 契約期間

契約締結日から平成30年2月28日まで

② 契約金額

申し込みのあったもののうち、最低の応募価格（税抜き額）を提示した者を事業者として決定します。

事業者として決定した者が提示した応募価格に消費税及び地方消費税率（百分の百八）を乗じて得た額をもって契約金額とします。

契約額は契約書（又は請書）に基づき、業務を完了し検査に合格したときは、適法な手続きに従って、発注者に契約金額の支払を請求することができます。

(2) 遵守事項及び契約上の制限

契約前及び契約期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙『業務仕様書』（以下、「仕様書」という。）を遵守してください。
- ② 本受託の権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。

4 質問及び回答

- (1) 質問受付期間 平成29年4月10日（月）～平成29年4月18日（火）
【午前9時30分～正午、午後1時30分～午後5時】
※土曜日、日曜日は受付を行いません。
- (2) 質問方法 質問書（所定様式）により、上記(1)の受付期間内に「5－（1）提出先」にご持参いただくか、電子メール又はFAXにより提出願います。
電子メール（kyoikushi nko-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp）
FAX 06-6941-4815
- (3) 回答方法 平成29年4月21日（金）に保健体育課ホームページに掲載する予定です。
<http://www.pref.osaka.jp/hokentai ku/si setu/index.html>

※ 応募される方は、応募前に必ずご一読ください。（新たな情報を掲載することがあります。）

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること）

申込受付期間 平成 29 年 4 月 10 日（月）～ 平成 29 年 4 月 24 日（月）必着

送り先 〒540-8571（住所表示不要）

大阪府教育庁教育振興室 保健体育課競技スポーツグループ内

平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会事務局 宛

持参する場合

申込受付期間 平成 29 年 4 月 24 日（月）のみ（申込受付期間の最終日のみ）

【午前 9 時 30 分～正午、午後 1 時 30 分～午後 5 時】

提出先 大阪市中央区大手前 3 丁目 2 番 1 2 号(大阪府庁別館 6 階)

大阪府教育庁教育振興室 保健体育課競技スポーツグループ内

平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会事務局

(2) 必要な書類（各 1 部）

① 応募申込書(所定様式)

② 誓約書（所定様式）

③ 応募者の事業内容がかわるもの（会社パンフレット、概要など）

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 見本の確認

別紙「仕様書」に記載の見本 1 及び 2 について確認が必要な場合は、下記の日時及び場所において確認すること。

なお、各見本は預けることはできません。

(1) 日 時 平成 29 年 4 月 14 日（金）～ 4 月 17 日（月）

【土曜日、日曜日を除く 9 時 30 分～正午、午後 1 時 30 分～午後 5 時】

(2) 場 所 平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会事務局

応募申込書の持参する場所と同じ住所

7 事業者の決定

(1) 事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、最低の応募価格で申し込みを行った者とします。

(2) くじによる事業者の決定

最低となるべき応募価格での申し込みが 2 者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。（平成 29 年 4 月 25 日（火）を予定しています。当該応募者に連絡します。）

(3) 事業者の公表

事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、保健体育課ホームページに決定金額、

事業者の氏名（法人の場合は法人名）及び応募者数を掲載します。

(4) その他

事業者の決定は、平成 29 年 4 月 27 日（木）の予定。

8 契約の手続き

事業者決定した者は、平成 29 年 5 月 8 日（月）までに、応募価格の詳細な内訳が記載された見積書（代表者印要）及び「2 応募資格要件」（6）に記載する税の納付の証明として、都道府県税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から 3 か月以内のものに限る。）を提出してください。

また、契約締結後直ちに別紙「仕様書」に記載の危機管理体制マニュアル及び緊急連絡網を提出してください。

更に、別紙「仕様書」に記載の企画書を契約締結後 14 日以内に提出してください。

9 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合
- ② 事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ 役員等（法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき
- ④ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき
- ⑤ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき
- ⑥ 役員又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

10 その他

契約の手続きに関する一切の費用については、予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府教育庁教育振興室保健体育課 競技スポーツグループ内

平成 29 年度近畿スポーツ推進委員研究協議会大阪府実行委員会事務局 担当者

大阪府中央区大手前 3 丁目 2 番 1 2 号

電話 06-6944-9366（ダイヤルイン）